内閣衆質一四六第二一号

平成十二年一月十四日

国 務 大 臣 内閣総理大臣臨時代理

青 木 幹

雄

衆 議 院 議長 伊 藤 宗一 郎 殿

衆議院議員平賀高成君提出タクシー行政の改善に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議 院議員平賀高成君提出タクシー 行政の改善に関する質問に対する答弁書

一の(一)について

シ 労働基準監督機関においては、タクシー運転者などの自動車運転者について歩合給制度を採用している場 することとなる累進歩合制度については、 合には、] 賃金制度の在り方については、 運転 者の労働条件の改善を図るため、 通常の賃金の六割以上の保障給を定めること、さらに、歩合給制度のうち極端に走行意欲を刺 本来、 労使の自主的な話合いにより決定されるべきものであるところ、 廃止することを指導している。 的確な監督指導を実施してまいりたい。 今後とも、 政府としては、 タク 激

の (二) について

に届 時 間を超えて労働させてはならないこととされているが、 労働 たがって、 け出た場合においては、 基準法 (昭和二十二年法律第四十九号) 当該協定が締結され、 届け出た限度において労働時間を延長することができることとなっている。 所轄労働基準監督署長に届け出されたときには、 にお いては、 労使間で協定を締結し、 原則として、 使用者は休憩時間を除き週 所轄労働基準監督署長 労働時間 が週 四十 兀 +

時間を超えている場合であっても、

直ちに違法な状態とならないが、

これまで、政府としては、

タクシー

運転 者の労働 時 間 の改善を図るため、 自 動 車 運 転者 の労働 時間等 の改善のため の基準」 (平 成 元年労働

省告示第七号) 0) ほ か 労働 基準 関 係法令 の遵守の 徹底に努めてきたところであり、 今後とも、 業界団 体に

対する指導及び個 別事業者に対する監督指導を実施してまいりたい。

二の(一)について

平成九年三月の政府の規制緩和推進計画 (以下「再改定計画」という。) を踏まえ、 運輸省は、 「需給

調整 交通 局 の 運 泛長通· 用 達) の緩和その他タクシー に基づき、 平成九. 事業に係る当 年度分及び平成十年度分に増車を認めたが、 面 の規 制緩和措置について」(平成九年自 平成十一年度分につい 旅 第九号 自 動 7 車

は、 ほ ぼ 全国的にタクシ 輸送の 需要が落ち込んだことにより、 同 通 達に基づく需 給 調 整 \mathcal{O} 判 断 に従 った

増 車 \mathcal{O} 基 準 が 満たされ なかったことから、 増車をほとんど認めなかったところである。

二の (二) について

御指 .摘の平成九年度分及び平成十年度分のタクシーの増車については、 再改定計画を踏まえ、 道路運送

法 (昭和二十六年法律第百八十三号) 第六条の基準に従って適切に行われたものである。

二の (三) について

タクシーの供給が過剰となった場合における過剰状態 の解消については、 各事業者の自主的な経営判断

によることが基本であると認識している。

三について

1 わゆるアルバイト運転者の選任状況については把握していないが、 事業者に対する監査の際に、 旅客

自 動 車 運送事業等運輸規則 (昭和三十一年運輸省令第四十四号)第三十六条第一項の規定に違反して運転

者 の選任がなされていない かどうかを調査しているところである。

また、 同規定に違反している事業者があった場合には、 道路運送法第四十条に規定する行政処分を行う

ことも含め適切に対処してきているところである。

四の(一)及び(二)について

労働基準監督機関における監督指導については、 労働災害の防止、 労働時間の短縮等その時々の課題に

応じて効果的かつ重点的に実施しているところである。

タクシー 事業に対する平成十年の臨検による監督件数が平成元年と比較して減少しているのは、 近年、

週四十時 間労働制 の実施に向けた労働時間制度の改善・定着を図るため、 全業種に対する幅広い監督指導

等の実施に重点を置いたことによるものである。

政 府としては、 タクシー 事業者に対し、 今後とも労働時間等の労働条件の改善につき重点的に監督指

を行うとともに、 監督体 制 の整備については、 厳しい行財政事 情を踏まえながら適切な措置を講ずるよう

努力してまいりたい。

また、 労働基準関係法令違反の事業者に対しては厳正に対処していく所存である。

四の (三) について

労働 基 準 ・監督機関では、 労働条件の引下げを就業規則の変更によって行う場合には当該変更によって労

働者が被る不利 益 の程度、 当該変更の必要性等に照らし当該変更の内容が合理的なものであることが必要

であるとする判例等の考え方を労使双方に周知している。

また、 都道府県労働基準 局長は、 労働条件についての労働者と使用者との間の紛争に関し、 当 該 紛争の

当事者の双方又は 一方からその解決につき援助を求められた場合には、 当該当事者に対し、 必要な助言又

は指導を行っている。

さらに、 不当労働行為に該当する場合には、 労働組合等からの救済の申立てにより、 労働委員会が命令